

新城市スポーツ少年団等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツを通じ青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする団体が行う活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新城市補助金等交付規則（平成17年規則第43号）及び新城市補助金等交付要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、スポーツ少年団の活動事業とする。スポーツ少年団活動の基本は次による。

- (1) 自主的で自発的な活動であること。
- (2) 真剣な取組みや厳しさは、子ども自身が目指すものであって、指導者や保護者等から決して強制されることのない活動であること。
- (3) 個人的にも集団的にも、楽しく魅力ある活動であること。
- (4) 生涯スポーツの基礎をつくる活動であること。
- (5) 身体的、精神的に無理がなく、意欲をもって参加できる活動であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の事業は補助対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) この事業について、他の制度から補助金等の交付を受ける事業
ただし、行政区から交付を受けている補助金等を除く

(補助対象団体)

第3条 この要綱の補助対象団体は、次の要件を全て備える団体とする。

- (1) スポーツを通じた活動が主体であること
- (2) 地域社会と密接にかかわり、営利を目的としたものでないこと。
- (3) 設立1年以上活動実績があること。
- (4) 年間40日以上定期的な活動を行っていること。
- (5) 1種目小学生10人以上で、常時決まった指導者が確保できていること。
- (6) 団員及び指導者は、必ず何らかの傷害保険に加入していること。
- (7) 団体規約・規程が明文化されていること。
- (8) 事業計画に基づき活動が行われていること。
- (9) 団体の経理の状況が常に把握されていること。
- (10) 自己財源の確保に努力していること。
- (11) 愛知県スポーツ少年団への登録をした団及び当該年度中に登録をする団。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、以下の経費は補助の対象としない。

- (1) 人件費

- (2) 領収書等により事業実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- (3) その他事業の実施に直接関係のない経費、又は市長が社会通念上適切でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助額は、次のとおりとする。

- (1) 1団につき基本額 18,000 円とし、団員 1 人あたり 500 円及び 1 種目あたり 14,000 円を加算した額とする。ただし 1 団の中に複数種目の活動がある場合、その団員については重複しないこと、及び活動が第3条の全要件を満たすこと。
- (2) 補助対象団体からの申請補助金額の合計額が予算額を超えた場合は予算の範囲内で按分し交付するものとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金等の交付を申請しようとする者は、毎年度4月末日までに新城市スポーツ少年団等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、事業開始前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象団体要件該当チェック表（様式第2）
- (2) 団体の規約
- (3) 事業計画書
- (4) 予算書
- (5) 団員名簿及び指導者名簿

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、新城市スポーツ少年団等補助金交付決定通知書（様式第3）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、前項の規定による決定に条件を付するものとする。

(変更等の申請)

第8条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の決定を受けた後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ新城市スポーツ少年団等補助金交付変更申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 市長は、前項の承認をする場合において、必要があると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは新城市スポーツ少年団等補助金交付取消決定通知書（様式第5）により、同項の規定により補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件を変更したときは、新城市スポーツ少年団等補助金交付変更決定通知書（様式第6）により補助事業者に通知するものとする。

(中止の申請等)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた後において、補助事業を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ新城市スポーツ少年団等補助金補助事業中止

(廃止) 申請書(様式第7)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認について準用する。

(状況報告)

- 第10条 市長は、補助事業者には補助事業の遂行の状況に関する報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、完了若しくは廃止した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、新城市スポーツ少年団等補助金補助事業実績報告書(様式第8)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 歳入歳出決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新城市スポーツ少年団等補助金交付確定通知書(様式第9)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の額が確定した後に行うものとする。
- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 3 補助事業者が概算払いを請求するときは、新城市スポーツ少年団等補助金概算払申請書(様式第10)を市長に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、新城市スポーツ少年団等補助金交付請求書(様式第11)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

- 第14条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 天災、地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助金の交付の目的が困難であると認めるとき。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助事業者が法令又は条例若しくは規則に違反して補助事業を行ったとき。
- (5) 補助事業者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、新城市スポーツ少年団等補助金交付取消決定通知書(様式第5)により補助事業者へ通知するものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1(第6条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 申 請 書

年 月 日

新城市長

申 請 者

住 所

氏 名

新城市スポーツ少年団等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助事業の対象となる事業及びその内容

2 補助事業施行期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 補助金交付申請額 金 円

4 補助金交付申請額の算出方法

5 補助事業の経費の配分及びその使用方法

6 添付書類

様式第2(第6条関係)

補助対象団体要件該当チェック表

- (1) スポーツを通した活動が主体である。
はい・いいえ
- (2) 地域社会と密接にかかわり、営利を目的としたものでない。
はい・いいえ
団員確保の範囲（ ） 例…（新城地区（中部））
- (3) 設立1年以上活動実績がある。
はい・いいえ
- (4) 年間40日以上定期的な活動を行っている。
はい・いいえ
活動定例日（毎週 曜日） 前年度年間活動実績（ 日）
- (5) 1種目小学生10人以上で、常時決まった指導者が確保できている。
はい・いいえ

種目	団員数	指導者数

※ 団員名簿及び指導者名簿を添付すること

- (6) 団員及び指導者は、必ず何らかの傷害保険に加入している。
はい・いいえ
加入保険名（ ）
- (7) 団体規約・規定が明文化されている。
はい・いいえ
- (8) 事業計画に基づき活動が行われている。
はい・いいえ
- (9) 団体の経理の状況が常に把握されている。
はい・いいえ
- (10) 自己財源の確保に努力している。
はい・いいえ
補助金の占める割合（ ） 算定方法…補助金÷歳入合計
- (11) 県登録している・する予定である。
はい・いいえ

様式第3(第7条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

新 城 市 長 印

年 月 日付けの 事業補助金の交付の申請につき
ましては、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

- 1 補助対象となる事業及びその内容は 年 月 日付けによる申請書
記載のとおりとします。
- 2 補助事業に要する経費、補助金等の額は、次のとおりです。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助事業に要する経費の配分及びその使用方法是、前記交付申請書記載の
とおりとします。
- 4 交付の条件

様式第4(第8条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 変 更 申 請 書

年 月 日

新 城 市 長

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市スポーツ少年
団等補助金の交付の決定につきまして次のとおり計画を変更したいので申請し
ます。

1 補助事業の対象となる事業及びその内容

2 変更の内容

3 変更の理由

4 添付書類

様式第 5(第 8 条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 取 消 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

新 城 市 長 印

年 月 日付けの 補助金の交付の変更申請につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を取り消しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 取消決定の内容
- 3 取消決定の理由
- 4 補助金の交付決定額
- 5 交付の条件

様式第 6 (第 8 条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 変 更 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

新 城 市 長 印

年 月 日付けの新城市スポーツ少年団等補助金の交付の変更申請
につきましては、その内容を承認し、次のとおり交付の決定を変更することに
しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 交付決定の変更の内容
- 3 交付決定の変更の理由
- 4 補助金の交付決定額
- 5 交付の条件

様式第 7(第 9 条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 事 業 中 止 (廃 止) 申 請 書

年 月 日

新 城 市 長

申 請 者

住 所
氏 名

年 月 日 付 け 第 号 で 通 知 の あ り ま し た 新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 の 交 付 の 決 定 に つ き ま し て 、 次 の 理 由 に よ り 補 助 事 業 を 中 止 (廃 止) し た い の で 申 請 し ま す 。

1 補 助 事 業 の 対 象 と な る 事 業 及 び そ の 内 容

2 補 助 事 業 を 中 止 (廃 止) す る 理 由

様式第 8(第 11 条関係)

新城市スポーツ少年団等補助金補助事業実績報告書

年 月 日

新城市長

報 告 者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で通知のありました新城市スポーツ少年団等補助金の交付の決定につきまして、次のとおり補助事業の実績を報告します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助事業の施行期間
- 3 補助事業の効果
- 4 補助事業の総額（精算額）
- 5 添付書類

様式第9(第12条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 確 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

新 城 市 長 印

年 月 日付けで報告のありました補助事業につきましては、次の
とおり
補助金の額を確定しましたので通知します。

- 1 補助事業の対象となる事業及びその内容
- 2 補助金の交付決定額
- 3 補助金の交付確定額
- 4 備考

様式第 10(第 13 条関係)

新城市スポーツ少年団等補助金概算払請求書

年 月 日

新 城 市 長

申 請 者

住 所

団体名

氏 名

年 月 日付け、指令 第 号で交付決定通知のあった事業について、
請求書を添えて下記のとおり概算払を請求します。

記

1 補助金額等

補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 支 払 済 額	円
概 算 払 請 求 額	円

2 概算払を必要とする理由

	事業実施に当たり、自己資金が足りないため。(必要経費の一部)
	自己資金がなく、事業を実施することができないため。(全額)
	その他 ()

3 事業完了予定 年 月 日

4 振込先

金融機関の 名 称 等	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店	口座の 種 類	普通預金 当座預金
口座番号		フリガナ		
		口座名義		

様式第 11(第 13 条関係)

新 城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日

新 城 市 長

申請者

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で確定の通知がありました新
城 市 ス ポ ー ツ 少 年 団 等 補 助 金 に つ き ま し て 、 次 の と お り 交 付 を 請 求 し ま す 。

1 補助事業の対象となる事業及びその内容

2 補助金の交付請求額

金 円

3 振込先

金融機関の 名 称 等	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	支店	口座の 種 類	普通預金 当座預金
口座番号		フリガナ		
		口座名義		